



2026年1月20日

各 位

株式会社 富山銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

株式会社富山銀行（頭取 中沖 雄）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、手形・小切手の最終振出期限を設定するとともに、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付を終了いたします。

当行では、「手形・小切手の全面的な電子化」を通して顧客利便性の向上および紙資源削減等による持続可能な環境社会の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026年9月30日（水）

- 期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026年9月30日（水）

- 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。
- 振出日が2026年9月30日（水）以前の富山銀行を支払地とする手形・小切手等については、2027年3月31日（水）まで受付可能です。

<手形・小切手の全面電子化に向けたスケジュール>

■ 手形・小切手を振り出しされるお客さま

	2025年度 (2025年4月~2026年3月)	2026年度 (2026年4月~2027年3月)	2027年度 (2027年4月以降)
発 行 ^{※1}	発行可能 (2026年3月末まで)	発行不可（手形・小切手帳の発行終了）	
振 出 ^{※2}	振出可能（2026年9月末まで）	振出不可 ^{※3} （手形・小切手の最終振出期限の設定）	

※1 発行：お客さまが当行に手形・小切手の発行を依頼すること。

※2 振出：お客さまが手形・小切手を振り出すこと。

※3 最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は決済されません。



■ 手形・小切手をお受け取りになるお客さま



※1 支払地が当行の手形・小切手の場合でも、振出日が 2026 年 10 月以降のものは入金できません。

※2 2027 年 4 月以降、全ての手形・小切手の預金入金扱い受付を終了します。

※3 決済する金融機関が最終振出制限を設定している場合、決済されません。

<手形・小切手の取扱変更に伴う代替手段のご案内>

手形・小切手をお取引先への支払等にご利用のお客さま

・電子記録債権（でんさいネットサービス）

電子記録債権を利用した決済方法です。印紙税や取引先への郵送が不要となり、事務負担も軽減できます。

・インターネットバンキング

インターネットを利用して、相手の口座に直接送金する方法です。振込手数料が窓口よりお得です。

・e-Tax（イータックス）、eLTAX（エルタックス）

インターネットを利用して税金の申告や納付を行う仕組みです。詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

e-Tax の URL . . . <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

eLTAX の URL . . . <https://www.eltax.lta.go.jp/>

小切手を現金の払出にご利用のお客さま

・キャッシュカードによるお支払い

当座勘定からの払出は、キャッシュカードを使用した ATM での払出が便利です。キャッシュカードを発行されていないお客さまは、お手元の小切手を使い切る前に最寄りの支店、もしくはお取引店にご来店いただきキャッシュカードの発行お手続きをお願いします（発行には、お申込みいただい^{てから} 1~2 週間程度が必要となります）。

・払戻請求書による支払い

窓口での払出の場合、当座預金入金帳または当座預金キャッシュカードを提示いただき、払戻請求書に署名・捺印をいただくことで払出が可能です。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

富山銀行 営業企画部 営業企画グループ

TEL : 0766-27-0164